

陳 情 文 書 表

令 5 陳 情 第 2 号	令 和 5 年 2 月 7 日 受 理
件 名	透析患者の通院への助成に関する陳情
陳 情 者	横浜市神奈川区台町7-2 ハイッ横浜403号 特定非営利活動法人 神奈川県腎友会 会長 府録 譲治
陳 情 の 要 旨	
<p>透析患者は、透析のため週3回の通院を必要としますが、高齢化や合併症により自己移動が困難な透析患者が増えております。家族の送迎も大きな負担となっており、また、無償での送迎を実施している病院・透析施設も、自己移動困難者で特に車椅子利用となると、病院・透析施設では福祉車両が少なく、職員による送迎対応も困難となってきています。</p> <p>週3回の透析通院には、タクシーや自家用車が欠かせず、最も割合が高い年齢層が70～74歳（2020年12月末・一般社団法人日本透析医学会調査）である透析患者は年金で暮らす者が多く、命をつなぐための透析通院に係る費用は家計を圧迫します。</p> <p>秦野市におかれましては、週3回の透析通院に必要なタクシー代やガソリン代を助成していただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>陳情事項 透析患者の通院に係る費用に助成をすること。</p>	